

# 平成24年経済センサス-活動調査 の実施について



# I 経済センサス創設の経緯①

## □ 我が国産業統計の従前の課題

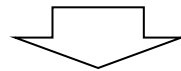
- ①国民経済に占めるウェイトが高くなっている第3次産業分野の統計が不十分
- ②既存の統計調査では、調査時期、調査項目がバラバラ  
⇒我が国全体の包括的な産業統計が得られず、GDPを推計するための基礎統計が不足

# I 経済センサス創設の経緯②

## □ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針

(平成17年6月21日閣議決定)

- 「経済活動を同一時点で網羅的に把握する」『経済センサス(仮称)』の創設方針が決定



## □ 具体的には次の2調査で構成

- 「**経済センサス-基礎調査**」(平成21年7月実施)
  - ⇒全ての企業・事業所の名称、所在地、事業内容、本社・支社関係を把握
- 「**経済センサス-活動調査**」(平成24年2月実施)
  - ⇒基礎調査を受けて、全産業の企業・事業所の財の生産、サービスの提供等の活動を把握

## Ⅱ 活動調査のポイント・特徴

### 経済の国勢調査

今回、初めて実施！

- 我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を同一時点において把握
- 全数調査により、全国的及び地域別に経済活動の実態を把握
- 事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を整備

平成23年1年間の売上高などの経理事項を  
全産業共通して把握

## Ⅲ 法的根拠

- 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施
  - 行政機関が作成する特に重要な統計
    - ⇒ 基幹統計
      - 「経済構造統計」
  - 基幹統計を作成するための調査
    - ⇒ 基幹統計調査
      - 「経済センサス-基礎調査」
      - 「経済センサス-活動調査」

## IV 既存統計調査の統廃合

### □ 廃止した統計調査

- 事業所・企業統計調査（総務省）
- サービス業基本調査（総務省）
- 本邦鉱業のすう勢調査（経済産業省）

### □ 中止した統計調査

- 平成21年商業統計調査
- 平成23年工業統計調査
- 平成23年特定サービス産業実態調査  
（以上、経済産業省）

# V 活動調査の概要①

## □ 調査期日

- 平成24年2月1日現在

## □ 調査対象

- 全ての分野の全事業所(約620万事業所)

## □ 調査事項

- 平成24年2月1日現在の基本的事項  
⇒事業所名称、所在地、従業者数等
- 平成23年1年間の経理事項等  
⇒事業活動の内容、売上高、費用等

## V 活動調査の概要②

総務省と経済産業省が  
共管実施！

### □ 調査方法

「調査員による調査」(支社・支店のない単独の事業所等)

- 都道府県が任命した調査員による調査
- 調査票は、調査員が1月末までに配布し、2月1日以降に回収  
一部の地域では、調査員が配布し、市町村が郵送で回収

「行政機関による直轄調査」(支社・支店を有する企業等)  
(国・都道府県及び市が民間事業者を通じて実施)

- 『事業所等確認票』で事前に事業内容等を確認
- 事業内容に応じた調査票を平成24年1月末までに郵送
- 2月1日以降に郵送又はインターネットで回収



# V 活動調査の概要③

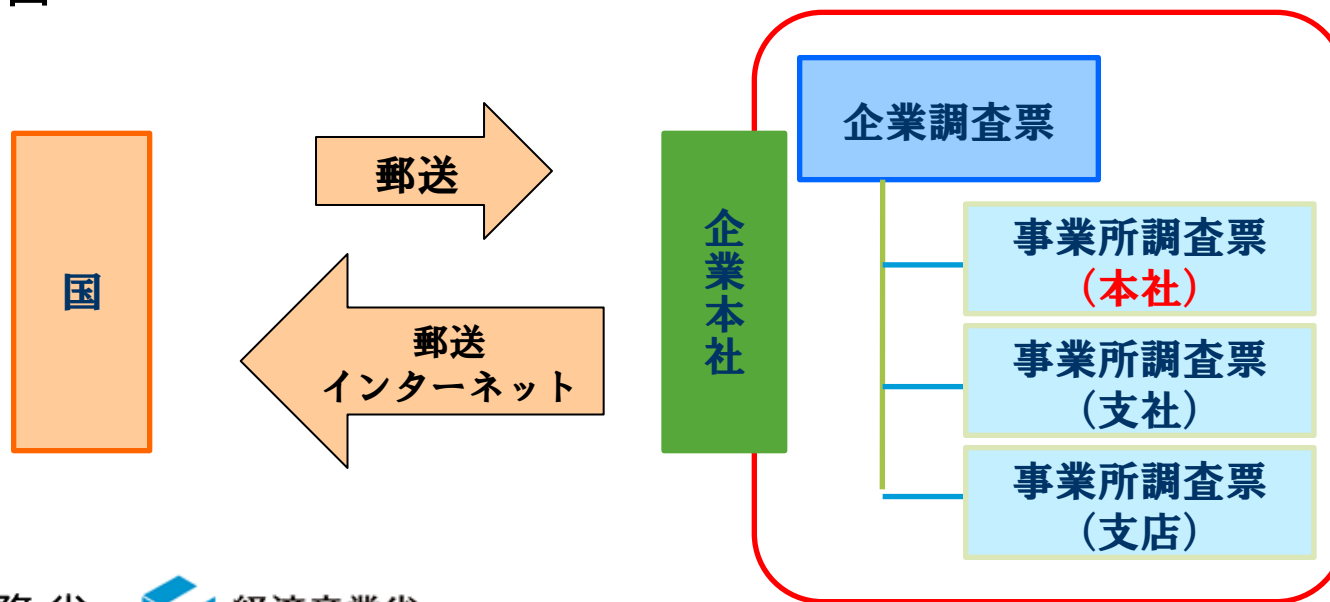
## □ 本社一括調査(直轄調査)

本社は

企業調査票 (企業・団体全体の活動)

事業所調査票 (本社、支社等ごとの従業者数や売上金額)

を回答



# VI 結果から分かること

## 【結果の公表】

- 平成25年1月頃 : 速報集計結果の公表
- 平成25年夏頃から: 確報集計結果を順次公表

## 【経済センサス-活動調査で分かること】

- 全ての分野の生産などの経済活動の実態が同一時点で初めて明らかになる
  - ⇒ ・我が国全体の産業構造が初めて明らかに！
  - ・個別業界の市場規模が明らかに！
  - ・GDP推計の精度向上！
- 都道府県・市町村ごとにも初めて明らかに
  - ⇒ ・地域エリアごとの経済規模が明らかに！
  - ・地方の産業政策に貴重な情報！
  - ・企業経営にも貴重な情報！
- 全ての経済統計の基礎となる母集団を整備



日本経済の「いま」を  
教えてください。

地域の未来づくりにも  
役立てます。



平成 24 年

# 経済センサス 活動調査

平成24年  
2月1日  
(水)

2月1日

(水)

経済センサス

検索

「経済の国勢調査」です。全国すべての  
企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>



問い合わせ先

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-5273-2020 内線3468

電話：03-3501-1511 内線2881